景観形成基準対応表

令和２年10月30日

　　　　　　　　伊豆市建設部都市計画課

＜建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更（修善寺温泉・桂谷地区）＞

①景観形成基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 壁面の位置 | □街並みの連続性を感じられるよう、できるだけ周辺の建築物や工作物と壁面の位置を揃える。 |  |
| 高さ | □主要な通りに面する建築物の高さは、３階建てまでとする。やむを得ず４階以上とする場合は、周辺の景観との不調和を軽減するよう努める。 |  |
| 形態 | □【Aゾーン】屋根の形状は、勾配を有する切妻、寄棟、入母屋、方形などとする。□【B,C,Dゾーン】屋根の形状は、勾配を有する切妻、寄棟、入母屋、方形などが望ましい。 |  |
| □【A,B,Cゾーン】既存の建築物の外観を変更する場合は、１階の軒や最上階の庇への勾配の飾り屋根、屋上のパラペットの形状などにより、勾配屋根に類似するよう工夫に努める。 |  |
| □【Aゾーン】庇の先端と軒の高さを隣と合わせる。□【Bゾーン】庇の先端と軒の高さを隣と合わせることが望ましい。 |  |
| 材料 | □光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用しない。 |  |
| □木材や石材などの自然素材の活用などにより、周辺の景観との調和に配慮する。 |
| 屋外設備 | □【A,Bゾーン】室外機や給湯器などの設備機器は、主要な通りから見えにくいよう配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、建築物の外壁と調和する色調、木製などの囲いにより、周辺の景観と調和させる。 |  |
| □建築物、工作物の屋根、屋上などに太陽電池モジュールを設置する場合は、色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用するよう配慮する。 |  |
| 擁壁等 | □長大な擁壁が生じないようにする。やむを得ない場合は、緑化などにより、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 駐車場、駐輪場 | □駐車場、駐輪場の舗装面、機器類、垣柵は、形態意匠などの工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮する。 |  |
| 項目 | 基準 | 対応 |
| 自動販売機 | □【A,Bゾーン】主要な通りに面して、自動販売機を設置する場合は、建築物と一体的に設置することを基本とし、壁面線内に設置するか、壁面に合わせて設置する。また、周辺に調和した色彩とするか、木製などの囲いにより周辺の景観と調和させる。 |  |
| 色彩（屋根） | □【A,B,Cゾーン】屋根の色彩は、別表１に掲げる、黒色、灰色、茶色とする。□【Dゾーン】屋根の色彩は、モノトーン、茶色、落ち着いた色彩とする。 |  |
| 色彩（外壁） | □【A,Bゾーン】外壁の色彩は、別表２に掲げる、黒色、灰色、茶色、クリーム色、乳白色とする。□【Cゾーン】外壁の色彩は、別表３に掲げる、落ち着いた色彩とする。□【Dゾーン】外壁の色彩は、モノトーン、茶色、落ち着いた色彩とする。 |  |
| 色彩（建具） | □【Aゾーン】主要な通りに面する建具の色彩は、別表３に掲げる、落ち着いた色彩とする。□【B,Cゾーン】主要な通りに面する建具の色彩は、別表３に掲げる、落ち着いた色彩が望ましい。 |  |

➁景観配慮事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配慮事項 | 対応 |
| 垣柵等 | □【A,Bゾーン】主要な通りに面して、堀を設置しない。設置する場合は、生垣、板塀とし、ブロック塀を避ける。□【C,Dゾーン】垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質等を模したブロック積みなどが望ましい。 |  |
| 緑化 | □道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。 |  |
| 屋外広告物 | □建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。 |  |
| □できるだけ屋上に看板を設置しない。 |  |
| □木などの自然素材の活用が望ましい。 |  |
| □派手な色彩や電飾を避け、周辺の景観と調和した色彩が望ましい。 |

注）周辺の土地利用状況、周辺景観の状況等に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

※　「修善寺温泉場地区みんなで景観を守るまちづくり計画」に記載されいてる“通り”ごとのルールにも配慮ください。